

# ユニバーサルデザインまちづくり ガイドラインを策定しました

区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、分かりやすいまちづくりのため、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、つかい手（利用者・居住者）の視点で「まちの改善すべき点に気付き」「望まれるまちの姿を実現する」ことを目的としています。

ガイドラインの内容について、パブリック・コメント（意見公募）を実施しました。ガイドラインの全文、お寄せいただいたご意見（総数75件）と区の考え方は、都市計画課・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】都市計画課都市計画係（本庁舎8階） ☎（5273）3527へ。

## ガイドラインに定める

### 主な内容

- ▼ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりの方向性を取り組み
- ▼ユニバーサルデザインのまち

### づくりの推進

- ▼ガイドラインの継続的な改善
- ▼総合的なユニバーサルデザインの推進に向けて
- お寄せいただいたご意見の一部を紹介します

【ご意見】ユニバーサルデザイ

# 新宿区駐車場整備計画を改定しました

今回改定した駐車場整備計画は、駐車場の高い需要を予測し、それに対応した整備目標量を設定する「需要追従型」から、各地区の特徴を生かしたまちづくりの方針を実現できる「政策誘導型」に転換しました。

計画の内容について、パブリック・コメント（意見公募）を実施しました。いただいたご意見を踏まえ、まちの課題解決やまちづくりの方針の実現に向け、引き続き、駐車場施策を進めていきます。

計画の全文、お寄せいただいたご意見（総数18件）と区の考え方は、都市計画課・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】都市計画課都市施設係（本庁舎8階） ☎（5273）3547へ。

## 計画に定める主な内容

- ▼駐車対策の基本方針
- ▼駐車対策に関する事項
- ▼地区別施策
- ▼主要な路外駐車場の整備に関する方針

●お寄せいただいたご意見の一部を紹介します

【ご意見】計画改定後も、建築物を建て替える場合には駐車場を確保しなければならぬのか。

【区の考え方】現状では、改定後も引き続き東京都駐車条例が適用されます。このため、一定の規模の建築物には駐車施設が必要です。また、都市計画で定める駐車場整備地区には、今後、地域の実情に合った付置義務基準である（仮称）地域ルールを

ンの視点でのまちづくりを進める上で、「人の教育」の部分をもっとアピールするべきである。

【区の考え方】つくり手（設計者・事業者・管理者）の役割と行政等の役割に、「まちを利用するさまざまな人々についての理解を深め、従業員や職員等の研修や教育が必要」であることを加えました。

【ご意見】つかい手（利用者・居住者）の視点に立った「まちの改善」には、ハード面だけでなく、ソフト面にも配慮すべきだと思う。

【区の考え方】ガイドラインには、施設整備等のハード面だけでは対応できない部分を補う、人的サポート・情報提供等のソフト面についても示し、ハード面とソフト面が一体となったユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

導入していきます。

【ご意見】大型自動二輪車の放置駐車が目立つ。自動二輪車駐車場は、ぜひ必要だと思う。

【区の考え方】新宿区は、自動二輪車の放置駐車が発生しやすいため、新しい計画には、新たな対策を盛り込み、既存の駐車場への受け入れ要請等をしていきます。

## 都市計画変更の 告示・縦覧

### 告示・縦覧

駐車場整備地区の都市計画を変更しました。関係図書を縦覧しています。

【告示日】4月1日

【縦覧場所】都市計画課都市計画係（本庁舎8階） ☎（5273）3527

# 建物の 定期的な診断を

## 「特殊建築物等」「建築設備」「昇降機等」 定期的な調査・報告が必要です

建築物を安全に使用するため、建築物等の所有者・管理者の方には、建築物の敷地・構造・設備等について点検し、定期的に報告することが建築基準法で義務付けられています。

特殊建築物・建築設備・昇降機は、地震や火災等が発生した場合には、老朽化や不十分な維持管理が原因で、大きな事故につながりかねません。事故の発生を未然に防ぎ、利用する方の安全を確保するため、定期的に調査点検し、必要な部分を改善するとともに、報告をお願いします。

【23年度の対象】右表の特殊建築物等の①～⑤、⑪～⑭、建築設備、昇降機等に該当する建築物等

【報告する方】上記建築物等の所有者・管理者  
【報告内容・方法】避難施設等の状況や建築設備・昇降機の作動等について、専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査資格者に定期的に調査を依頼し、区が業務を委託している下記の実務者を経由して調査結果を区に報告してください。

▶特殊建築物等…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当（〒150-8503渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル） ☎（5466）2001

▶建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部（〒105-0001港区虎ノ門1-13-5、第一天徳ビル） ☎（3591）2421

▶昇降機等…東京都昇降機安全協議会（〒151-0053渋谷区代々木1-35-4、代々木クリスタルビル） ☎（6304）2224

【問合せ】建築指導課構造設備係（本庁舎8階） ☎（5273）3745へ。

### 定期報告の対象となる建築物・建築設備等

|              | 用 途                                                 | 報告の対象となる規模                                                                        | 報告時期（下記※1）                                                               |                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 特殊建築物等       | ①劇場・映画館・演芸場                                         | 用途の床面積が200㎡（用途が1階にない建築物は100㎡）を超えるもの                                               | 11月1日～翌年1月31日（毎年報告）<br><br>◆23年度の調査・報告が必要                                |                                               |
|              | ②観覧場（屋外観覧席のものを除く）・公会堂・集会場                           | 3階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるもの。または用途の床面積が200㎡を超えるもの（平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く） |                                                                          |                                               |
|              | ③旅館・ホテル                                             | 3階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館・ホテルは2,000㎡)を超えるもの                      |                                                                          |                                               |
|              | ④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗               |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | ⑤地下街                                                | 用途の床面積が1,500㎡を超えるもの                                                               | 25年5月1日～10月31日（3年ごとの報告）                                                  |                                               |
|              | ⑥病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る）・児童福祉施設等                    | 3階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの（平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く）           |                                                                          |                                               |
|              | ⑦旅館・ホテル（③を除く）                                       |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | ⑧学校・体育館                                             | 3階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの                                   |                                                                          |                                               |
|              | ⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場         |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | ⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途とこの表（⑭を除く）の用途の複合建築物                  | 5階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの                                     |                                                                          | 23年5月1日～10月31日（3年ごとの報告）<br><br>◆23年度の調査・報告が必要 |
|              | ⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗（④を除く）         | 3階以上（⑫は地下も）にあり用途の床面積が100㎡を超えるものまたは用途の床面積が500㎡を超えるもの                               |                                                                          |                                               |
|              | ⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店 |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | ⑬複合用途建築物（⑩⑭を除く）                                     |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | ⑭事務所・そのほかこれに類するもの                                   | 用途の床面積が1,000㎡を超えるもの（5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるもののうち、3階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるものに限る）  | 24年5月1日～10月31日（3年ごとの報告）                                                  |                                               |
| ⑮下宿・共同住宅・寄宿舎 | 5階以上にあり用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの       |                                                                                   |                                                                          |                                               |
| 建築設備         | 換気設備(自然換気設備を除く) ※2                                  | 上記の特殊建築物に設置するもの ※3                                                                | 毎年報告<br>（前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設は、6か月ごとに報告）<br><br>◆23年度の調査・報告が必要 |                                               |
|              | 排煙設備(排煙機・送風機があるもの)                                  |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | 非常用の照明装置                                            |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | 給排水配管設備（給水タンク等を設置するもの）                              |                                                                                   |                                                                          |                                               |
| 昇降機等 ※4      | エレベーター（工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く）                |                                                                                   | ◆23年度の調査・報告が必要                                                           |                                               |
|              | エスカレーター                                             |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | 小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）                                |                                                                                   |                                                                          |                                               |
|              | 遊戯施設等（乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む）                   |                                                                                   |                                                                          |                                               |

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く

※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ報告の対象

※3 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告の対象外

※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの（ホームエレベーター等）を除く